

補助金概要調書

補助金名	米子市議会政務調査費			
所管部課	議会事務局 (TEL 23 - 5521(直通))			
補助対象者	米子市議会の議員により結成された会派			
補助開始年度	平成13年度			
交付目的	議会(議員)が行政の監視機関としての機能を果たし、政策を提言するためには、先進事例その他の調査・研究が恒常的に必要であり、それに資するための経費として交付するもの。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	11,382千円 (11,382)千円	9,835千円 (9,835)千円	10,072千円 (10,072)千円	13,050千円 (13,050)千円
補助事業の内容	米子市議会の議員により結成された会派が、その調査・研究に資するために必要な経費(旅費・会議費・需要費・役務費・使用料及び賃借料・その他)			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		13,050千円	
	内補助対象経費		13,050千円	
	補助対象経費の内訳		主なもの ・市政に関する事項の調査研究のための行政視察等に要する経費 ・市政に関する事項の調査研究のための研修会等の開催に要する経費	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		定額 議員1人当たり年額 450,000円	
	限度額		(有) 議員一人当たり 450,000千円	
補助金の財源等	市単独	一般財源	特定財源 ()	
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	事業実施により議員の能力向上に寄与していると考えますが、具体的に効果を検証することは困難。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	本調査費は、地方自治法第100条第13項に基づき、条例で定めているものであり、終期の設定は考えていない。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	平成17年度までは、議員1人当たり、政務調査費 313,200円と視察旅費 140,000円を別々に予算措置していたが、平成18年度から政務調査費に一本化した。			